

高槻市告示第 319 号

土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定について

土壤汚染対策法（平成 14 年法律第 53 号）第 11 条第 1 項の規定により、下記の土地の区域を、特定有害物質によって汚染されており、当該土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域（以下、「形質変更時要届出区域」という。）として指定する。

令和 4 年 7 月 5 日

高槻市長 濱田 剛史

1 形質変更時要届出区域として指定する区域の所在地

前島三丁目 254 番、255 番、256 番、256 番 2、261 番 1、262 番 1、262 番 2、263 番、264 番、265 番、265 番 2、266 番、267 番 1、267 番 2、268 番 1、497 番 3 の各一部（別図のとおり）

2 土壤汚染対策法施行規則（平成 14 年環境省令第 29 号）第 31 条第 1 項の基準に適合していない特定有害物質の種類

砒素及びその化合物、ふっ素及びその化合物

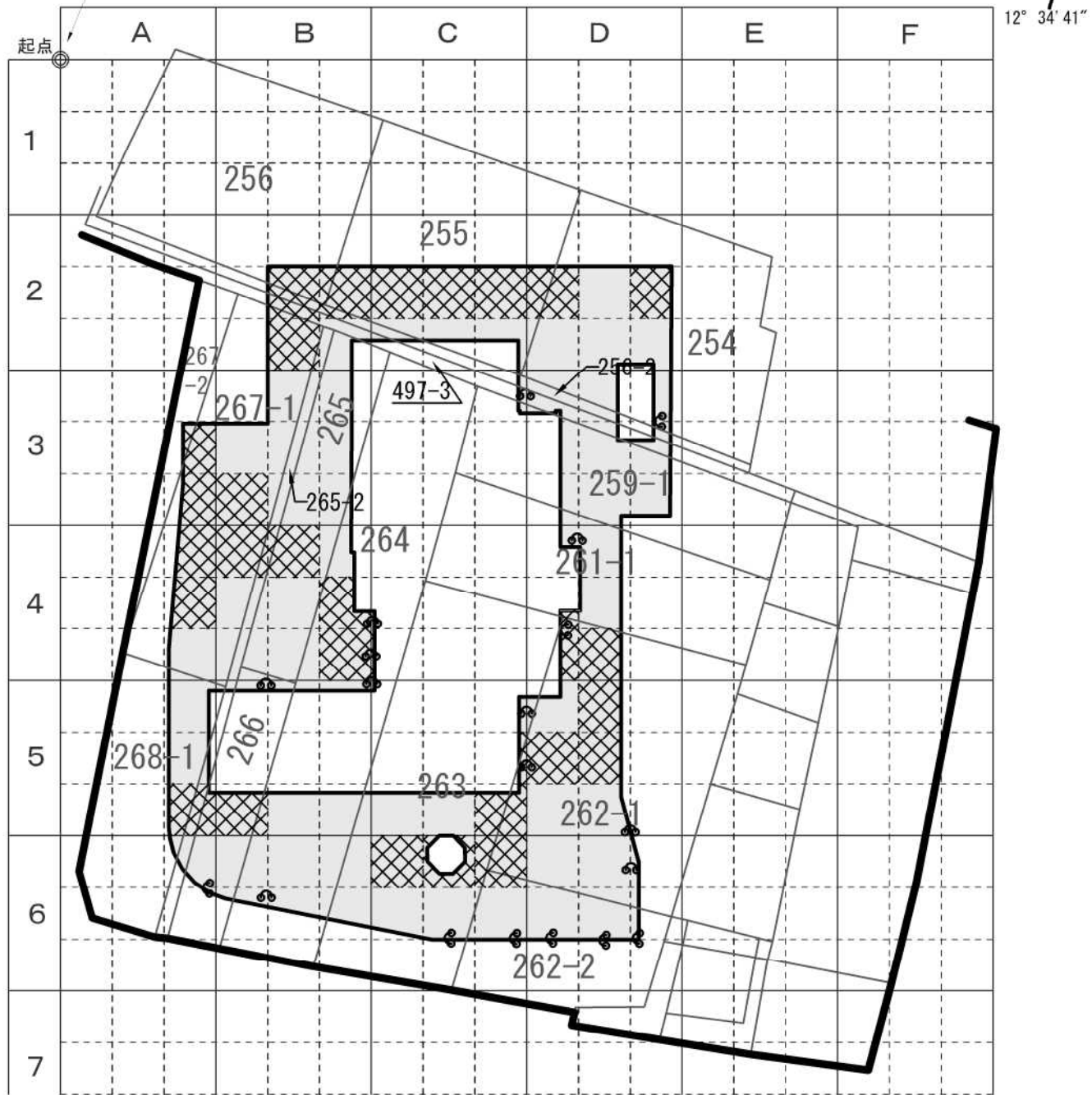
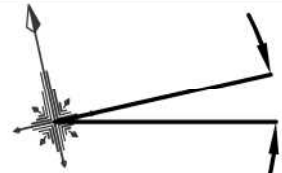
3 土壤汚染対策法施行規則（平成 14 年環境省令第 29 号）第 31 条第 2 項の基準に適合していない特定有害物質の種類

鉛及びその化合物

別図

【起点の座標】
 X=-128683.943
 Y=-32622.388
 (国家座標系)

起点を支点として、東西及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線を右に12° 34' 41"回転させて得られる線により調査対象地を回転させた。



【凡 例】

- : 対象地
- : 調査対象地
- : 筆境界
- : 形質変更時要届出区域

- : 30m格子
- : 10m格子
- : 統合区画